

第27回参議院議員通常選挙の概要

R7. 6. 3現在

(選挙期日 7月20日)

法＝公職選挙法 令＝公職選挙法施行令

項 目	神奈川県選出議員選挙	比例代表選出議員選挙
1 基本的事項		
(1) 選挙管理機関	県選挙管理委員会 (法5)	中央選挙管理会 (法5)
(2) 改 選 定 数	4人 (憲法46、法4-2、14、法別表3) (総定数148人、神奈川県8人)	50人 (憲法46、法4-2) (総定数100人)
(3) 選 挙 権	日本国民で年齢満18年以上の者 (住所要件なし) (法9-1) ただし、選挙権行使のためには選挙人名簿又は在外選挙人名簿への登録が要件 (法42-1)	
(4) 被 選 挙 権	日本国民で年齢満30年以上の者 (住所要件なし) 年齢算定は、選挙期日現在で行う。(平成7年7月21日生まれまで) (法10-1-②、-2)	
(5) 選 挙 区	神奈川県 (原則として、各都道府県が選挙区) (法12-1、14、法別表3)	全都道府県の区域 (法12-2)
(6) 投 票 区	1,650箇所 (R7. 4. 25現在) (法17)	
(7) 期 日 前 投 票 所	175箇所 (R7. 5. 21現在)	
(8) 開 票 区	58開票区 (1市区町村1開票区) (法18、令141の2)	
(9) 選 挙 人 名 簿 登 録 者	① 令和7年6月2日現在 7,697,043人 (定時登録) ② 選挙時登録 基準日、登録日とも7月2日 (公示日の前日) ③ 被登録要件 年齢要件 平成19年7月21日以前に出生 住所要件 ア 令和7年4月2日以前から現住所地の市町村に在住し、住民登録されていること イ アのほか、引き続き3箇月以上住民登録され、かつ、転出後4箇月を経過していないこと (法21-1、-2、22-3)	
(10) 在 外 選 挙 人 名 簿 登 録 者	① 令和7年6月2日現在 11,041人 ② 登録方法 選挙人からの申請に基づき登録を行う。 (法30の2-3) ③ 被登録要件 年齢要件 登録の申請を行う時点で、満18年以上 住所要件 在外公館に向いて登録申請を行う場合は、選挙人の住所を管轄する領事官等の管轄区域内に引き続き3箇月以上住所を有すること (住所要件を満たしていなくても登録の申請はできる。) 国外転出届をした後、最終住所地の市区町村選挙管理委員会に申請する場合 (出国時申請) は、国外に住所を有することが確認できれば速やかに登録の移転ができる。 (法30の4、30の5)	
(11) 任 期 満 了 日	令和7年7月28日 (法257、憲法46)	
(12) 選 挙 期 日	① 任期満了日前30日以内 (6月28日(土)～7月27日(日)) (法32-1) ② 上記の期間が参議院開会中又は参議院閉会の日から23日以内にかかる場合は、参議院閉会の日から24日以後30日以内に行う。 (法32-2) 国会の会期 令和7年1月24日～令和7年6月22日 (閉会の日から24日以後30日以内 7月16日～7月22日) 選挙期日 7月20日(日)	

項 目	神奈川県選出議員選挙	比例代表選出議員選挙
(13) 選挙期日の公示	少なくとも17日前（選挙期日＝7月20日 公示日＝7月3日）	（法32-3）
(14) 立候補期間	公示日のみ（法86の4-1、-2）	公示日のみ（法86の3-2準用86の2-2）
(15) 立候補の方法	<p>候補者又はその推薦人が郵便等によることなく、文書で届け出る。 （法86の4-1、-2）</p> <p>ア 所属国会議員 5人以上 イ 令和6年10月の衆議院小選挙区選挙若しくは比例代表選挙又は令和4年7月の参議院比例代表選挙若しくは選挙区選挙の4つの選挙のうち、いずれかの得票総数が全国の有効投票総数の2%以上 ウ 参議院選挙区選挙の候補者と比例代表選挙の参議院名簿登載者の合計が10人以上</p> <p>② 参議院名簿の届出 ① に該当する政党等は、政党等に所属する者（推薦する者を含む）について、優先的に当選人となるべき順位を記載した者とその他の当選の順位を付けない者を区分して、参議院名簿を届け出る。（法86の3-1）</p> <p>③ 郵便等によることなく必要文書を添えて届け出る。 （法86の3-2準用86の2-2）</p> <p>④ 参議院名簿登載者の数 選挙すべき議員の数(50人)以内（法86の3-2準用86の2-5）</p> <p>⑤ 政党その他の政治団体の名称の届出及び保護 ① のア、イの政党等は、任期満了日前90日から7日の間に、名称及び一の略称を中央選管に届け出ることにより、他の政党等の当該名称・略称及び類似名称・略称の使用が禁止される。</p> <p>届出を行った政党（政党：告示順）（前回：令和7年5月16日告示） ≪ 名 称 （ 略 称 ） ≫ 日本保守党 （保守党） 公 明 党 （公 明） 自由民主党 （自民党） 日本共産党 （共産党） 国民民主党 （民主党） 社会民主党 （社民党） 参 政 党 （参 政） れいわ新選組 （れいわ） 日本維新の会 （維 新） みんなでつくる党 （みんつく） 立憲民主党 （民主党）</p>	<p>① 参議院名簿届出ができるもの 政党その他の政治団体で、次の要件のいずれかに該当するもの</p> <p>（法86の3-1）</p> <p>（法86の3-2準用86の2-2）</p> <p>（法86の3-2準用86の2-5）</p> <p>（法86の3-2準用86の2-3、86の7）</p>
(16) 投票方法	投票用紙（クリーム色地に黒字印刷）に候補者1人の氏名を自書する。 （法46-1）	投票用紙（白色地に黒字印刷）に名簿登載者1人の氏名を自書する。 ただし、名簿登載者の氏名に代えて一の政党等の名称又は略称を自書することができる。 （法46-3）

項 目	神奈川県選出議員選挙	比例代表選出議員選挙																													
(17) 期日前投票期間	公示日の翌日から選挙期日の前日まで（7月4日～7月19日）、名簿登録地の市区町村の期日前投票所において行う。 (法48の2)																														
(18) 不在者投票期間	公示日の翌日から選挙期日の前日まで (7月4日～7月19日)(法49、令56～59の5の4) ただし、投票用紙の交付請求は、公示日前からできる。(郵便等投票のための請求は、選挙期日前4日(7月16日)まで、国外不在者投票のための請求は、選挙期日前3日(7月17日)まで) (令59の4、59の5の4)																														
(19) 洋上投票	遠洋区域を航行区域とする船舶等に乘船する船員（実習を行うため航海する学生、生徒等で船員手帳に準ずる文書（練習船実習生証明書）の交付を受けているものを含む。）は、ファクシミリ装置を用いて不在者投票をすることができる。 (法49-7、令59の6)																														
(20) 南極投票	国が行う南極地域における科学的調査の業務を行う組織に属する選挙人で一定の者は、ファクシミリ装置を用いて不在者投票をすることができる。 (法49-9、令59の8)																														
(21) 在外投票	在外選挙人名簿に登録されている選挙人は、次の方法により投票することができる。 ・在外公館等で行う在外公館投票 ・現在する場所で投票する郵便等投票 ・国内における当日投票、期日前投票、不在者投票 (法49の2)																														
(22) 当選人決定方法	得票の多い順に4人まで。 (ただし、法定得票数に達しない者は除く。) (法95)	1 全国集計した各政党等の総得票数に比例（ドント式により算出）して当選人数を与える。 ※ 政党等の総得票数は、名簿登載者個人の得票数と政党等の得票数を合算したものとする。 2 各政党等の当選人は、名簿登載者の得票順とするが、優先的に当選人となるべき順位が名簿登載者にあるときは、その他の名簿登載者よりも上位とする。 (法95の3) ※ 政党等が名簿の届出をする際に、候補者とする者のうち一部の者について、優先的に当選人となるべき候補者として、その氏名及びそれらの者の間における当選人となるべき順位をその他の候補者から区分して当該名簿に掲載することができる。 (法86の3) ◎(ドント式算出例)(定数6人の場合) ◎(当選人決定例 A党の場合)																													
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>届出政党等名</th> <th>A党</th> <th>B党</th> <th>C党</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>名簿登載者数</td> <td>4人</td> <td>3人</td> <td>2人</td> </tr> <tr> <td>総得票数</td> <td>1,000</td> <td>700</td> <td>300</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">除数</td> <td>1</td> <td>1,000</td> <td>700</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>500</td> <td>350</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>333</td> <td>233</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>250</td> <td>175</td> </tr> <tr> <td>当選人数</td> <td>3人</td> <td>2人</td> <td>1人</td> </tr> </tbody> </table>	届出政党等名	A党	B党	C党	名簿登載者数	4人	3人	2人	総得票数	1,000	700	300	除数	1	1,000	700	2	500	350	3	333	233	4	250	175	当選人数	3人	2人	1人	<p>〔届出〕</p> <p>A党 ○本○郎 ○山○太</p> <p>(優先的に当選人となるべき候補者) 【第1位】○川○子 【第2位】○田○江</p> <p>〔結果〕</p> <p>A党(3人当選)</p> <p>当 ○川○子 当 ○田○江 当 ○本○郎 300票 ○山○太 200票</p> <p>政党等名の得票 500票 総得票数 1,000票</p>
届出政党等名	A党	B党	C党																												
名簿登載者数	4人	3人	2人																												
総得票数	1,000	700	300																												
除数	1	1,000	700																												
	2	500	350																												
	3	333	233																												
	4	250	175																												
当選人数	3人	2人	1人																												
(23) 供託金	300万円 (法92-1-②)	参議院名簿登載者数×600万円 (法92-3)																													

※優先的に当選人となるべき候補者への投票は政党等名の得票に含む。

項 目	神奈川県選出議員選挙	比例代表選出議員選挙
(24) 供託金没収	$\frac{\text{有効投票総数}}{4 \text{ (定数)}} \times \frac{1}{8}$ <p style="text-align: right;">(法93-1-②)</p>	<p>(参議院名簿登載者数－当選人数×2) ×600万円 (法94-3) 届け出た参議院名簿登載者数が当選人 の数の2倍よりも多いときは、その超え る人数に、600万円を乗じた額を没収</p>
(25) 法定得票数	$\frac{\text{有効投票総数}}{4 \text{ (定数)}} \times \frac{1}{6}$ <p style="text-align: right;">(法95-1-②)</p>	制度なし

項 目	神奈川県選出議員選挙	比例代表選出議員選挙	
		名簿登載者(候補者個人)(注)	名簿届出政党等
2 選挙運動 (1)選挙事務所	2箇所 (法131-1-④、令109-2、 令別表4)	全国で1箇所 (法131-1-③)	都道府県ごとに1箇所 (法131-1-③)
(2)自動車・船舶	1台(1隻) [供託金没収者を除き費用 公営] (法141-1-①、-7)	2台(2隻) [当該名簿登載者の当選人 となるべき順位が当該名簿 届出政党等の当選人の数の 2倍以内の場合は費用公営] (法141-1-②、-7)	制度なし ※ 選挙区選挙及び名 簿登載者の自動車・ 船舶において運動で きる。 (法178の3-3)
(3)拡声機 (携帯用のものを 含む)	・1そろい ・個人演説会の開催中は会 場において別に1そろい の使用ができる。 (法141-1-①)	・2そろい ・個人演説会の開催中は会 場において別に1そろい の使用ができる。 (法141-1-②)	制度なし ※ 選挙区選挙及び名 簿登載者の拡声機に おいて運動できる。 (法178の3-3)
(4)選挙運動用通常 葉書	82,500枚以内 [郵送料は無料であり、作 成費についても供託金没収 者を除き費用公営] (法142-1-②、-5、-10)	150,000枚以内 [郵送料は無料であり、作 成費についても当該名簿登 載者の当選人となるべき順 位が当該名簿届出政党等の 当選人の数の2倍以内の場 合は費用公営] (法142-1-①の2、-5、-10)	制度なし ※ 選挙区選挙及び名 簿登載者の選挙運動 用通常葉書において 運動できる。 (法178の3-3)
(5)選挙運動用ビラ	・2種類以内 ・300,000枚以内 ・29.7cm×21cm(A4判)以内 [供託金没収者を除き費用 公営] (法142-1-②、-8、-10)	・2種類以内 ・250,000枚以内 ・29.7cm×21cm(A4判)以内 [当該名簿登載者の当選人 となるべき順位が当該名簿 届出政党等の当選人の数の 2倍以内の場合は費用公営](法142-1-①の2、-8、-10)	制度なし ※ 選挙区選挙及び名 簿登載者の選挙運動 用ビラにおいて運動 できる。 (法178の3-3)
(6)パンフレット又 は書籍の頒布	制度なし	制度なし	<ul style="list-style-type: none"> ・本部において直接発行するもの ・国政に関する重要政策及びこれを実現するための基本的な方策等を記載したもので総務大臣に届け出たもの2種類(そのうち1種類は要旨等を記載したもの) ・数量制限なし ・規格制限なし <p style="text-align: right;">(法142の2-1)</p>

(注)優先的に当選人となるべき候補者は名簿登載者(候補者個人)としての選挙運動は認められていない。

項 目	神奈川県選出議員選挙	比例代表選出議員選挙	
		名簿登載者(候補者個人)	名簿届出政党等
(7)選挙運動用ポスター	<ul style="list-style-type: none"> ポスター掲示場ごとに1枚だけ 42cm×30cm (タブロイド型) 以内 <p>[供託金没収者を除き費用公営]</p> <p>(法143-1-⑤、-3、-14、144-4)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 種類制限なし 70,000枚以内 42cm×30cm (タブロイド型) 以内 <p>[当該名簿登載者の当選人となるべき順位が当該名簿届出政党等の当選人の数の2倍以内の場合は費用公営]</p> <p>(法143-1-⑤、-14、144-1-②の2、-4)</p>	<p>制度なし</p> <p>※ 選挙区選挙及び名簿登載者の選挙運動用ポスターにおいて運動できる。</p> <p>(法178の3-3)</p>
(8)個人演説会告知用ポスター	<ul style="list-style-type: none"> ポスター掲示場の選挙運動用ポスターの掲示区画にあわせて1枚だけ 42cm×10cm以内 選挙運動用ポスターと合わせて作成し、掲示できる。 <p>[供託金没収者を除き費用公営]</p> <p>(法143-1-④の3、-3、-11、-12、-14)</p>	<p>制度なし</p> <p>※ 選挙区選挙の個人演説会告知用ポスターにおいて運動できる。</p> <p>(法178の3-3)</p>	<p>制度なし</p> <p>※ 選挙区選挙の個人演説会告知用ポスターにおいて運動できる。</p> <p>(法178の3-3)</p>
(9)個人演説会	<ul style="list-style-type: none"> 回数制限なし。ただし、公営施設使用の演説会は開催日前2日までに施設所在地の市区町村選管に申し出る。 会場前には、県選管交付の表示板を取付けた立札又は看板を必ず1枚掲示する必要がある。なお、交付されている表示板は5枚であり、同時開催は5に限られる。 <p>[公営施設は、同一施設1回に限り無料。立札又は看板の作成は供託金没収者を除き費用公営]</p> <p>(法161、161の2、163、164、164の2-1、-2、-3、-6)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 回数制限なし。ただし公営施設使用の演説会は開催日前2日までに施設所在地の市区町村選管に申し出る。 <p>[公営施設は、同一施設1回に限り無料]</p> <p>(法161、161の2、163、164)</p>	<p>制度なし</p> <p>※ 選挙区選挙及び名簿登載者の個人演説会において運動できる。</p> <p>(法178の3-3)</p>
(10)街頭演説	<p>(標旗) 1流。県選管から交付された標旗を掲げ、その場にとどまて行う。</p> <p>(法164の5-1-①、-2、-3-①)</p> <p>(時間) 午前8時から午後8時まで (法164の6-1)</p>	<p>(標旗) 6流。中央選管から交付された標旗を掲げ、その場にとどまて行う。</p> <p>(法164の5-1-①、-2、-3-③)</p> <p>(時間) 午前8時から午後8時まで(法164の6-1)</p>	<p>制度なし</p> <p>※ 選挙区選挙及び名簿登載者の街頭演説において運動できる。</p> <p>(法178の3-3)</p>
(11)乗車・乗船章	4枚 (法141の2)	8枚(1台につき4枚) (法141の2)	制度なし
(12)選挙運動員章	11枚 (法164の7)	82枚 (法164の7)	制度なし

項目	神奈川県選出議員選挙	比例代表選出議員選挙																
		名簿登載者(候補者個人)	名簿届出政党等															
(13)新聞広告	<ul style="list-style-type: none"> ・ 5回以内(無料) ・ 横9.6cm 縦2段組以内 (法149-4、-6、規則19-1) 	制度なし	<p>参議院名簿登載者の数に応じ、次の数量の広告ができる(得票総数が有効投票総数の1%以上の場合は無料)。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>参議院名簿登載者数</th> <th>広告合計寸法</th> <th>最小寸法で掲載した場合の最大回数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～8人</td> <td>横38.5cm 縦20段組以内</td> <td>40回以内</td> </tr> <tr> <td>9～16人</td> <td>横38.5cm 縦28段組以内</td> <td>56回以内</td> </tr> <tr> <td>17～24人</td> <td>横38.5cm 縦36段組以内</td> <td>72回以内</td> </tr> <tr> <td>25人以上</td> <td>横38.5cm 縦44段組以内</td> <td>88回以内</td> </tr> </tbody> </table> <p>1回当たりの寸法について最大・最小の規制あり(法149-3、-6、規則19-4準用19-2後段)</p>	参議院名簿登載者数	広告合計寸法	最小寸法で掲載した場合の最大回数	1～8人	横38.5cm 縦20段組以内	40回以内	9～16人	横38.5cm 縦28段組以内	56回以内	17～24人	横38.5cm 縦36段組以内	72回以内	25人以上	横38.5cm 縦44段組以内	88回以内
			参議院名簿登載者数	広告合計寸法	最小寸法で掲載した場合の最大回数													
1～8人	横38.5cm 縦20段組以内	40回以内																
9～16人	横38.5cm 縦28段組以内	56回以内																
17～24人	横38.5cm 縦36段組以内	72回以内																
25人以上	横38.5cm 縦44段組以内	88回以内																
(14)政見放送	<ul style="list-style-type: none"> ① 放送回数 計8回(無料) NHK テレビ 2回 ラジオ 2回 民放 テレビ神奈川 3回 ラジオ日本 1回 (法150-1、令111の4-2、実施規程2-5、-6、-7、同別表1、県選管告示) ② 放送時間 1回当たり5分30秒以内 (実施規程3) ③ いわゆる政党要件を満たす確認(推薦)団体の所属(推薦)候補者は録音又は録画した政見を持ち込むことができる。(費用公営)(法150-1、2) 	制度なし	<ul style="list-style-type: none"> ① 参議院名簿登載者の数に応じ、次の数量の放送ができる(無料)。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>参議院名簿登載者数</th> <th>NHKテレビ</th> <th>NHKラジオ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～8人</td> <td>2回</td> <td>1回</td> </tr> <tr> <td>9～16人</td> <td>4回</td> <td>2回</td> </tr> <tr> <td>17～24人</td> <td>6回</td> <td>3回</td> </tr> <tr> <td>25人以上</td> <td>8回</td> <td>4回</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ② 放送時間 1回当たり17分以内 (法150-3、令111の4-4、実施規程2-4、3) ③ 参議院名簿届出政党等から申込みがあったときは、字幕番組とするものとする。 (実施規程8-5) 	参議院名簿登載者数	NHKテレビ	NHKラジオ	1～8人	2回	1回	9～16人	4回	2回	17～24人	6回	3回	25人以上	8回	4回
参議院名簿登載者数	NHKテレビ	NHKラジオ																
1～8人	2回	1回																
9～16人	4回	2回																
17～24人	6回	3回																
25人以上	8回	4回																
(15)経歴放送	<ul style="list-style-type: none"> ① NHKテレビにより1回 (法151-2) ② NHKラジオにより概ね5回 (法151-2) ③ テレビ政見放送を行う際の経歴放送 NHK 2回、テレビ神奈川 3回 ④ ラジオ政見放送を行う場合の経歴の紹介 (実施規程4-3) 	制度なし	制度なし															

項 目	神奈川県選出議員選挙	比例代表選出議員選挙											
		名簿登載者(候補者個人)	名簿届出政党等										
(16)選挙公報	写真掲載、公示日から2日間に申請 (選挙人名簿登録された者の属する各世帯に配布) (法167-1、168-1、170)	<p>① 参議院名簿登載者の数に応じ、次の掲載ができる。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>参議院名簿登載者数</th> <th>寸 法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～8人</td> <td>1ページの4分の1</td> </tr> <tr> <td>9～16人</td> <td>1ページの2分の1</td> </tr> <tr> <td>17～24人</td> <td>1ページの4分の3</td> </tr> <tr> <td>25人以上</td> <td>1ページ</td> </tr> </tbody> </table> <p>各ページは新聞紙大</p> <p>② 掲載文の1/2以上に相当する部分に名簿登載者の氏名及び経歴(優先的に当選人となるべき候補者にあつてはその旨)を記載し、及び写真をはり付けること等により、名簿登載者の紹介に努める。 (法167-2、168-3、169-3、規則21-2)</p>		参議院名簿登載者数	寸 法	1～8人	1ページの4分の1	9～16人	1ページの2分の1	17～24人	1ページの4分の3	25人以上	1ページ
参議院名簿登載者数	寸 法												
1～8人	1ページの4分の1												
9～16人	1ページの2分の1												
17～24人	1ページの4分の3												
25人以上	1ページ												
(17)候補者氏名・政党等名の掲示	<p>① 投票所における掲示 ア 投票記載台に候補者氏名及び党派別を掲示 イ 市区町村選管が開票区ごとにくじで定めた順序により掲示 (法175-1、-3)</p> <p>② 期日前投票所及び市区町村選管委員長が管理する不在者投票記載場所における掲示(公示日の翌日から選挙期日の前日まで) ア 候補者氏名及び党派別を掲示 イ ①イで定めた順序により掲示 (法175-2、-6、令125の4)</p>	<p>① 投票所における掲示 ア 投票所内に政党等の名称及び略称並びに名簿登載者氏名を掲示 イ 政党等の順序は、県選管がくじで定めた順序により市区町村選管が掲示 ウ 名簿登載者の氏名の順序は、参議院名簿に記載された氏名の順序 エ 優先的に当選人となるべき候補者については、その他の登載者と区分してウの氏名の次に掲載 (法175-1、-3、-4、-5)</p> <p>② 期日前投票所及び市区町村選管委員長が管理する不在者投票記載場所における掲示(公示日の翌日から選挙期日の前日まで) ア 政党等の名称及び略称並びに名簿登載者氏名を掲示 イ 政党等の順序は、①イで定めた順序により市区町村選管が掲示 ウ、エ ①と同じ (法175-2、-4、-6、-7、令125の4)</p>											
(18)特殊乗車券	県内に通用する無料乗車券 15枚 (法176、運輸省告示)	全国に通用する無料乗車券又は無料航空券 6枚 (法176、運輸省告示)	制度なし										
(19)選挙運動費用の支出制限額	$\begin{array}{l} \text{選挙人名簿登録者数} \times 20\text{円} + 2,370\text{万円} \\ \text{定数}(4) \\ \downarrow \qquad \qquad \downarrow \\ \text{人数割額} \qquad \text{固定額} \\ \text{(限度額3,555万円)} \\ \text{(最高額は、5,925万円本県該当)} \end{array}$ (法194、令127)	5,200万円 (法194、令127)	金額制限なし										
(20)報酬を支給することができる事務員、車上運動員、手話通訳者及び要約筆記者の数	立候補の届出のあった日から選挙期日の前日まで の間で、使用する前に届出をした者で1候補者につき1日50人以内。ただし、異なる者の使用数は通算して250人以内。(事務員、車上運動員(いわゆるうぐいす嬢)、手話通訳者及び要約筆記者に限る。) (法197の2-2、-5、令129-3、-8)	左に同じ	制度なし										

項 目	神奈川県選出議員選挙	比例代表選出議員選挙	
(21) 後援団体等の寄附禁止の強化期間	<ul style="list-style-type: none"> 後援団体の選挙区内の者への寄附は、一部の例外を除き、時期を問わず禁止されているが、選挙期日前の一定期間は、一部の例外のうちの設立目的により行う行事又は事業に関する寄附も禁止 候補者の自分の後援団体（資金管理団体を除く）への寄附は、選挙期日前の一定期間禁止 選挙期日前一定期間とは、任期満了日前90日（4月29日）から選挙期日（7月20日）まで (法199の5-1、-3、-4-②) 		
(22) 候補者等の政治活動用ポスター掲示の禁止	<ul style="list-style-type: none"> 候補者及び後援団体の政治活動用ポスターの掲示は、選挙期日前の一定期間禁止 選挙期日前一定期間とは、任期満了日の6月前の日（1月28日）から選挙期日（7月20日）まで (法143-16、-19-②) 		
(23) 政党等の政治活動用ポスターの撤去義務	<ul style="list-style-type: none"> 候補者の氏名又は氏名類推事項が記載された政党等の政治活動用ポスターについては、公示日に撤去しなければならない。 (法201の14-1) 		
3 推薦団体の選挙運動の特例	<div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>確認団体所属候補者以外の候補者を支持、推薦する政党その他の政治団体 (法201の4-1)</p> <p>制度なし</p> </div> </div>		
(1) 推薦団体の要件			
(2) 推薦団体の申請			<p>県選管に申請して、確認書の交付を受ける。 (法201の4-2)</p>
(3) 推薦演説会の開催			<p>県内で推薦候補者数の4倍に相当する回数 (法201の4-1)</p>
(4) 推薦演説会用文書図画の掲示、頒布			<p>① 推薦演説会周知用ポスター 一の推薦演説会場につき500枚以内</p> <p>② 推薦演説会の開催中会場内において掲示するポスター、立札及び看板の類</p> <p>③ 屋内の推薦演説会の会場内において推薦演説会の開催中に行う映写等の類 (法201の4-6、-7)</p>
(5) 注意事項			<p>周知用ポスターに候補者氏名及び氏名類推事項の記載禁止 (法201の4-8)</p>
4 政治活動			
(1) 確認団体の要件	<p>比例代表選挙に参議院名簿を提出した政党その他の政治団体又は通常選挙において、全国を通じて10人以上の所属候補者を有する政党その他の政治団体 (法201の6-1)</p>		
(2) 確認団体の申請	<p>総務大臣に申請して確認書の交付を受ける。 (法201の6-3)</p>		
(3) 政談演説会	<p>衆議院(小選挙区選出)議員の1選挙区ごとに1回(計20回)開催できる。 (法201の6-1-①)</p> <p>開催に当たっては、県選管に届け出なければならない。 (法201の11-2)</p>		
(4) 街頭政談演説	<p>午前8時から午後8時までの間、政治活動用自動車で停止しているものの車上及びその周囲でできる。 (法201の6-1-②、201の12-1)</p>		

項 目	神奈川県選出議員選挙	比例代表選出議員選挙
(5) 政治活動用自動車（政策の普及宣伝（機関紙誌、書籍及びパンフレットの普及宣伝を含む）、演説の告知用）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 確認団体の本部、支部を通じて6台以内、所属候補者（参議院名簿登載者を含む）の数が10人を超える場合は、その超える数が5人増すごとに1台追加 (法201の6-1-③) ・ 総務大臣の定める表示をしなければならない。 (法201の11-3) 	
(6) 政治活動用ポスター	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全国で70,000枚以内、所属候補者（参議院名簿登載者を含む）の数が10人を超える場合、その超える数が5人を増すごとに5,000枚追加 (法201の6-1-④) ・ 85cm×60cm以内 (法201の11-4) ・ 総務大臣の定める検印を受け又は証紙を貼付すること (法201の11-4) 	
(7) 立札・看板類の掲示（規格制限なし）	<p>① ア 政談演説会告知用として一の政談演説会ごとに通じて5枚以内 イ 政談演説会の会場内で使用するもの * アには県選管の定める表示をしなければならない。 (法201の6-1-⑤-イ, 201の11-8)</p> <p>② 政治活動用自動車に取り付けて使用するもの (法201の6-1-⑤-ロ)</p>	
(8) ビラの頒布	<p>① 散布は禁止</p> <p>② 総務大臣に届け出たもの3種類以内（枚数制限なし） (法201の6-1-⑥)</p>	
(9) 拡声機（政策の普及宣伝（機関紙誌、書籍及びパンフレットの普及宣伝を含む）、演説の告知用）	<p>政談演説会の会場、街頭政談演説の場所及び政治活動用自動車の車上でのみ使用可能 (法201の6-1-③の2)</p>	
(10) 機関新聞紙、機関雑誌の発行	<p>確認団体の本部において直接発行し、通常の方法で頒布するもので、総務大臣に届け出たもの各1に限られ、かつ、号外、臨時号、増刊号その他の臨時に発行するものを除いたもの（通常の方法について読み替え規定等あり。） (法201の15-1)</p>	
(11) 連呼行為	<p>政談演説会の会場及び街頭政談演説の場所並びに午前8時から午後8時までの間、政治活動用自動車の上においてする場合のみ可能 (法201の13-1-①)</p>	
(12) 掲示又は頒布する文書図画における特定の候補者の氏名又は氏名類推事項の記載	<p>新聞紙及び雑誌並びにインターネット等を利用する方法により頒布されるものを除き、禁止 (法201の13-1-②)</p>	
(13) 国又は地方公共団体が所有し又は管理する建物における文書図画の頒布	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国又は地方公共団体が所有し又は管理する建物（専ら職員の居住の用に供されているもの及び公営住宅を除く。）において文書図画（新聞紙及び雑誌を除く。）の頒布（郵便等又は新聞折込みの方法による頒布を除く。）をすることが禁止される。 ・ ただし、これらの建物が政談演説会の会場である場合は禁止されない。 (法201の13-1-③) 	

項 目	神奈川県選出議員選挙	比例代表選出議員選挙
5 参考事項		
(1)投票率	前回 (R4.7.10) 54.51 % 全国平均 52.05 % (47都道府県中 12位) (18、19歳の投票率 (選挙区選挙のみ)) 前回 (R4.7.10) 45.68 % 全国平均 35.42 %	前回 (R4.7.10) 54.50 % 全国平均 52.04 % (47都道府県中 12位)
(2)立候補者	前回 22人	前回 15政党 (政治団体) (参議院名簿登載者数 167人) (特定枠名簿登載者数 11人)
(3)不在者投票施設	病院 499 老人ホーム 902 身体障害者支援施設 24 保護施設 6 刑事施設・少年院等 8 計 1,439 (R7.5.28現在)	
(4)投票速報確定	前回 7月11日午前3時41分	前回 7月11日午前3時41分
(5)開票速報確定	前回 7月11日午前4時40分	前回 7月11日午前5時15分
(6)直接請求署名収集禁止期間	5月29日(任期満了日前60日)から7月20日(選挙期日)まで (自治法74-7、自治法施行令92-4-①)	

前回(第26回参議院議員通常選挙・令和4年7月10日執行)と変わった事項

項 目	今 回 (第27回)	前 回 (第26回)	備 考
1 共通事項			
(1) 投票区	1,650箇所	1,660箇所	-10箇所
(2) 期日前投票所	175箇所	169箇所	+6箇所
(3) 選挙人名簿登録者数	7,697,043 人 (R7.6.2定時登録者数)	7,685,720 人 (R4.7.10現在(当日有権者数))	+11,323人
(4) 在外選挙人名簿登録者数	11,041 人 (R7.6.2現在)	11,063 人 (R4.7.10現在(当日有権者数))	-22人
(5) 不在者投票施設	1,439施設 (R7.5.28現在)	1,362施設	+77施設
2 神奈川県選出議員選挙			
(1) 改選定数	4人	選挙すべき議員の数 5人 ・改選定数 4人 ・上記に加え、任期を異にする神奈川県選出議員選挙の補欠選挙(欠員数1人)を合併して行う	-1人
(2) ポスター掲示場	12,264箇所	12,329箇所	-65箇所
(3) ポスターの品位保持	<ul style="list-style-type: none"> ・ポスター掲示場に掲示するポスターの表面には、ポスターを使用する公職の候補者の氏名を、選挙人に見やすいように記載しなければならない ・ポスター掲示場に掲示するポスターには、ポスターとしての品位を損なう内容を記載してはならない 	制度なし	